

越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することにより、地域の再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの削減を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(適用通則)

第2条 補助金の交付等については、この要綱に定めるもののほか、国交付要綱及び越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額並びに交付申請書及び実績報告書の提出期限及び添付書類は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するとき。
- (2) 法人にあつては、役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するとき。
- (3) 個人にあつては、暴力団員に該当するとき。
- (4) 市税を滞納しているとき。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める提出期限までに、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式

第 1 号。以下「交付申請書」という。)に、別表に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、その結果を補助金等交付決定通知書（規則様式第 2 号）により当該申請者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定した場合は、その旨及び理由を補助金等不交付（交付取消）決定通知書（規則様式第 3 号）により当該申請者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第 6 条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知別添。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。

(2) 財産処分承認基準第 4 の規定により算定された財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 1 項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(3) 補助対象事業の完了によって補助対象者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象者に返還させることができる。

(4) 補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、市長から求められた場合は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

ア 補助対象事業により導入した設備が使用可能となった月から、1 年分の使用状況調査報告書の提出

イ 国交付要綱第 20 条第 1 項の規定による地方環境事務所長による書類の

審査及び現地調査等

ウ その他市長が協力を依頼する事項

（事業実施期間）

第7条 交付決定者は、第5条の規定による交付決定の通知を受けた日以後に補助対象事業に着手し、当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の1月31日までに施工及び施工事業者への支払いを完了しなければならない。

（変更の承認）

第8条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金補助対象事業計画変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業の内容（設備、金額等）を変更しようとするとき。

（2）補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業の変更承認の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認すべきと認めた場合は、その結果を補助金等交付変更承認決定通知書（規則様式第5号）により通知するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第9条 交付決定者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金補助対象事業廃止（中止）届出書（様式第8号。以下「補助事業廃止届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、別表に定める提出期限までに、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に、別表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき

は、交付すべき補助金の額を確定して、補助金等確定通知書（規則様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の請求をしようとするときは、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第 13 条 市長は、この要綱の施行に必要と認めるときは、交付決定者に対し、経理状況等必要な事項について報告させ、又は検査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定（第 8 条第 2 項による変更の承認を含む。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 補助金の申請又は補助対象事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (3) 補助事業廃止届出書の提出があったとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱その他関係法令の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第 11 条の規定による補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じることができる。

- 3 交付決定者は、補助金の返還を命じられたときは、定められた期限内にこれを返還しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第16条 交付決定者は、第11条の規定による補助金等確定通知書の受領後において、補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、速やかに市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条の規定に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条の規定に準じて改めて補助金の額の確定を行うものとする。

- 3 前項の場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(財産の管理)

第17条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定者は、取得財産等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内において、取得財産等を市長の承認を受けずに国交付要綱第2条に規定する目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定による市長の承認を必要とする財産は、取得価格が単価50万円以上の機器、器具及び備品とする。

(帳簿の整備等)

第19条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 交付決定者は、取得財産等について前条第1項で定める期間を経過するまでは、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条第 1 項第 5 号及び第 1 3 条から第 1 9 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第 3 条、第 4 条、第 1 0 条関係）

（ 1 ） 多雪地域対応型太陽光発電設備設置

補助対象者	1 市内の自ら居住する住居の敷地内に補助対象事業に係る設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する者 2 市内に有する事業所の敷地内に補助対象設備を設置する事業者 3 1 又は 2 に補助対象設備をリースする事業者
補助対象事業	旧南条郡王子保村、坂口村及び旧丹生郡白山村においては、積雪荷重正圧 6, 7 5 0 P a（垂直積雪量 2. 2 5 m）以上、その他の地域については積雪荷重正圧 6, 0 0 0 P a（垂直積雪量 2 m）以上の荷重設計がされている太陽光システム、融雪機能付き太陽光システム又は垂直型太陽光システムを設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 3 0 日環政計発第 2 2 0 3 3 0 3 号。以下「国実施要領」という。）別紙 2 の 2. ア（ア）の表に定める交付要件を満たすこと。 2 他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 3 設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 4 設置する設備の法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J - クレジット制度への登録を行わないこと。
補助対象経費	国実施要領別表第 1 に定めるとおりとする。 ※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）

		の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を除いたものとする。ただし、第４条の規定による補助金の交付申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
補助金額		太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか低い値（小数点以下切り捨て）に次の値を乗じて得た額 A 家庭用として住宅等に設置されるもの 7万円／kW（最大５kW、３５万円まで） B 事業用として事業所に設置されるもの 100kWまで ５万円／kW 101～200kWまで ３万円／kW （最大200kW、800万円まで） ただし、1kW当たりの補助対象経費がA及びBに定める値未満の場合にあっては、1kW当たりのその額（1,000円未満切り捨て）に太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか低い値（小数点以下切り捨て）を乗じて得た額
交付 申請書	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の１０月３１日まで
	添付 書類	1 事業計画書（様式第２号の１） 2 事業工程表（様式第３号） 3 補助対象経費算定根拠（様式第４号） 4 補助要件チェックシート（様式第５号の１） 5 補助対象設備を設置する建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真

		6 既存建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書、資産証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書 7 補助対象設備を野立てする場合、土地の全部事項証明書 8 補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類 9 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し等 10 納税証明書（市税に滞納がないことの証明書） 11 設備導入前の商用電力使用量が確認できる資料 12 太陽光発電電力量の算出の考え方が分かる資料 13 積雪荷重正圧が分かる資料 14 リースの場合、補助金額がリース料金から引かれていることが分かる資料 15 その他市長が必要と認める書類
実績 報告書	提出 期限	次の１、２のいずれか早い日 1 補助対象事業の完了日から１月が経過する日 2 補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日
	添付 書類	1 事業実績書（様式第１０号の１） 2 補助要件チェックシート（様式第５号の１） 3 補助対象設備を設置した建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真（完了図書） 4 設置した補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（完了図書）（申請時と同様の設備であれば省略可） 5 補助金等交付決定通知書の写し 6 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 7 契約書の写し 8 新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書 9 その他市長が必要と認める書類

(2) P P Aによる太陽光発電設備導入

補助対象者	市内の住居又は市内に有する主たる事業所の敷地内に、 補助対象設備を設置するP P A事業者
補助対象事業	市内に自家消費型太陽光発電設備をP P Aにより設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2. ア(ア)の表に定める交付要件を満たすこと。 2 他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 3 設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 4 設置する設備の法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
補助対象経費	国実施要領別表第1に定めるとおりとする。 ※ 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を除いたものとする。ただし、第4条の規定による補助金の交付申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
補助金額	太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか低い値(小数点以下切り捨て)に次の値を乗じて得た額 A 家庭用として住宅等に設置されるもの 7万円/kW(最大5kW、35万円まで) B 事業用として事業所に設置されるもの 100kWまで 5万円/kW 101~200kWまで 3万円/kW (最大200kW、800万円まで) ただし、1kW当たりの補助対象経費がA及びBに定め

		る値未満の場合にあっては、1kW当たりのその額（1,000円未満切り捨て）に太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか低い値（小数点以下切り捨て）を乗じて得た額
交付 申請書	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の10月31日まで
	添付 書類	1 事業計画書（様式第2号の2） 2 事業工程表（様式第3号） 3 補助対象経費算定根拠（様式第4号） 4 補助要件チェックシート（様式第5号の2） 5 補助対象設備を設置する建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真 6 既存建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書、資産証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書 7 補助対象設備を野立てする場合、土地の全部事項証明書 8 補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類 9 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し等 10 納税証明書（市税に滞納がないことの証明書） 11 設備導入前の商用電力使用量が確認できる資料 12 太陽光発電電力量の算出の考え方が分かる資料 13 PPA事業のスキームが分かるチラシ等（補助金額がサービス料金から引かれていることが分かるもの） 14 その他市長が必要と認める書類
実績 報告書	提出 期限	次の1、2のいずれか早い日 1 補助対象事業の完了日から1月が経過する日 2 補助金の交付決定日の属する年度の1月31日
	添付	1 事業実績書（様式第10号の2）

	書類	2 補助要件チェックシート（様式第5号の2） 3 補助対象設備を設置した建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真（完了図書） 4 設置した補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（完了図書）（申請時と同様の設備であれば省略可） 5 系統連系契約を証明する書類の写し 6 補助金等交付決定通知書の写し 7 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 8 契約書の写し 9 新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書 10 その他市長が必要と認める書類
--	----	---

（3）高効率給湯器購入

補助対象者	1 市内の自ら居住する住居の敷地内に補助対象設備を設置する者 2 市内に有する主たる事業所の敷地内に補助対象設備を設置する事業者 3 1又は2に補助対象設備をリースする事業者
補助対象事業	高効率給湯器を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2記載の2.エ（ヌ）の表に定める交付要件を満たすこと。 2 他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 3 設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 4 設置する設備の法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果に

		ついて J ークレジット制度への登録を行わないこと。 5 既設の給湯器を撤去し、新たに購入する給湯機器に更新すること。 6 従来の給湯器に対して、更新後の給湯機器が 3 0 % 以上の省 C O 2 効果が得られること。
補助対象経費		国実施要領別表第 1 に定めるとおりとする。 ※ 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を除いたものとする。ただし、第 4 条の規定による補助金の交付申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
補助金額		施工費の 1 / 2 (1 , 0 0 0 円未満切り捨て) (上限 4 0 万円)
交付 申請書	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の 1 1 月 3 0 日まで
	添付 書類	1 事業計画書 (様式第 2 号の 3) 2 事業工程表 (様式第 3 号) 3 補助対象経費算定根拠 (様式第 4 号) 4 補助要件チェックシート (様式第 5 号の 3) 5 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し等 6 納税証明書 (市税に滞納がないことの証明書) 7 既存給湯器のメーカー名・型式・給湯効率等が確認できる写真・資料 8 高効率給湯器 (新規購入分) のメーカー名・型式・給湯効率等が確認できる資料 9 従来の給湯器に対して 3 0 % 以上の省 C O 2 効果が得られることが分かる資料 1 0 リースの場合、補助金額がリース料金から引かれていることが分かる資料 1 1 その他市長が必要と認める書類

実績 報告書	提出 期限	次の１、２のいずれか早い日 １ 補助対象事業の完了日から１月が経過する日 ２ 補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日
	添付 書類	１ 事業実績書（様式第１０号の３） ２ 補助要件チェックシート（様式第５号の３） ３ 補助対象設備の設置前後の写真（設備の全景と、製造年・型式等が確認できる写真） ４ 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し ５ 契約書の写し ６ その他市長が必要と認める書類

（４）断熱性能向上住宅リフォーム

補助対象者	市内の自ら居住する住居の断熱性能向上リフォームを行う者
補助対象事業	市内の自ら居住する住居の断熱性能向上リフォームを行う事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 （１）国実施要領別紙２記載の２．エ（ナ）の表に定める交付要件を満たすこと。 （２）他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 （３）主たる居室と寝室又は脱衣室・浴室をセットで行う断熱性能向上工事であり、次のいずれか該当すること。 （ａ）外窓交換、ガラス交換、内窓設置、玄関ドア取替等の開口部工事 （ｂ）床断熱は熱抵抗値２．２以上、天井断熱は熱抵抗値４．０以上の断熱工事 （ｃ）（ｂ）の断熱工事とセットで行う改修範囲の床、壁、天井との取り合い部への断熱材をベースとした気流止め工事

補助対象経費		国実施要領別表第１に定めるとおりとする。 ※ 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を除いたものとする。ただし、第４条の規定による補助金の交付申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
補助金額		施工費の１／３（１，０００円未満切り捨て） （上限１２０万円）
交付 申請書	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の８月３１日まで
	添付 書類	１ 事業計画書（様式第２号の４） ２ 事業工程表（様式第３号） ３ 補助対象経費算定根拠（様式第４号） ４ 補助要件チェックシート（様式第５号の４） ５ 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し等 ６ 納税証明書（市税に滞納がないことの証明書） ７ 断熱性能向上現況調査チェックシート（様式第６号） ８ 改修箇所が分かる間取り図、写真 ９ 断熱性能が分かる資料 １０ 住民票の写し（改修後に当該住宅に居住する場合は、改修後に提出すること） １１ 建物の全部事項証明書、資産証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書 １２ その他市長が必要と認める書類
実績 報告書	提出 期限	次の１、２のいずれか早い日 １ 補助対象事業の完了日から１月が経過する日 ２ 補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日
	添付 書類	１ 事業実績書（様式第１０号の４） ２ 補助要件チェックシート（様式第５号の４） ３ 補助対象工事の改修前後の写真

		4 補助対象工事に係る領収書等の写し
		5 契約書の写し
		6 その他市長が必要と認める書類

(5) 高性能省エネ住宅新築

補助対象者		市内に自ら居住する高性能省エネ住宅を新築する者
補助対象事業		市内に自ら居住する高性能省エネ住宅を新築する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2記載の2. エ(ツ)の表に定める交付要件を満たすこと。 (2) 他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 (3) 福井県のふくいエコはぴねす住宅の基準を満たしている住居であること。 (4) ZEH+又はNearly ZEH+を満たしている住居であること
補助対象経費		国実施要領別表第1に定めるとおりとする。 ※ 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を除いたものとする。ただし、第4条の規定による補助金の交付申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
補助金額		1戸あたり100万円
交付 申請書	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の8月31日まで
	添付 書類	1 事業計画書(様式第2号の5) 2 事業工程表(様式第3号) 3 補助対象経費算定根拠(様式第4号) 4 補助要件チェックシート(様式第5号の5) 5 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し等

		6 納税証明書（市税に滞納がないことの証明書） 7 住居の配置図、平面図、立体図 8 福井県のふくいエコはぴねす住宅の基準を満たしていることが分かる資料 9 防露性能の確保を行った計算書 10 ZEH+又はNearl y ZEH+を満たしていることが分かる資料 11 その他市長が必要と認める書類
実績 報告書	提出 期限	次の１、２のいずれか早い日 1 補助対象事業の完了日から１月が経過する日 2 補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日
	添付 書類	1 事業実績書（様式第１０号の５） 2 補助要件チェックシート（様式第５号の５） 3 補助対象住宅の写真（工程および完成写真） 4 防露試験結果の写し 5 気密測定の結果報告書 6 補助対象事業に係る領収書等の写し 7 契約書の写し 8 建物の全部事項証明書 9 住民票の写し 10 その他市長が必要と認める書類